

香取市告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、平成19年3月14日付け香取市告示第28号で告示した地縁による団体の告示事項を次のとおり変更する。

令和8年6月2日

香取市長 伊藤 友則



1 変更があった団体名 高萩区

2 変更があった事項及びその内容

区 分	変更の前後別	内 容	
代表者の氏名 及び住所	前	高木 勲	香取市高萩156番地
	後	石橋 敏朗	香取市高萩614番地

3 変更の年月日

令和8年4月1日